中間貸借対照表

2022年９月30日現在

（単位：千円）

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	16,470,557	流動負債	15,918,644
現金及び預金	354,961	営業未払金	10,055,687
営業未収金	13,040,152	関係会社営業未払金	3,696,055
関係会社営業未収金	57,780	関係会社リース債務（短期）	169,256
未渡クーポン	52,381	未払金	177,987
棚卸資産	79,248	未払費用	23,361
営業前払金	97,066	未払賞与	99,921
前払金	100,701	未払法人税等	1,220
前払費用	49,590	未払消費税等	81,971
関係会社短期貸付金	2,557,577	営業前受金	1,490,284
未収金	56,514	預り金	122,176
法人税等未収金	0	前受収益	720
立替金	24,581		
		固定負債	1,185,158
固定資産	1,794,519	関係会社リース債務（長期）	123,774
有形固定資産	39,973	預り保証金	423,302
建物附属設備	28,573	退職給付引当金	605,758
器具備品	11,399	役員退職慰労引当金	20,330
		関係会社長期未払金	11,992
無形固定資産	329,633		
ソフトウェア	176,232	負　債　合　計	17,103,802
リース資産	153,228	純　資　産　の　部	
電話加入権	172	株主資本	1,161,274
		資本金	100,000
投資その他の資産	1,424,912	資本剰余金	803,028
関係会社長期貸付金	1,000,000	その他資本剰余金	803,028
差入保証金	224,180	利益剰余金	258,245
長期前払費用	11,798	利益準備金	122,500
繰延税金資産	188,893	その他利益剰余金	135,745
長期債権	9,402	別途積立金	1,900,000
その他	40	繰越利益剰余金	△ 1,764,254
貸倒引当金	△ 9,402	（うち中間純損失）	(10,013)
		純　資　産　合　計	1,161,274
資　産　合　計	18,265,077	負債・純資産 合計	18,265,077

中　間　個　別　注　記　表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

１．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産・・・・・・定率法を適用しております。
（リース資産以外）　ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備は、定額法を適用しております。

（２）無形固定資産・・・・・・定額法を適用しております。
（リース資産以外）　なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を適用しております。

（３）リース資産・・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金・・・・・・・・売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
　数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（３）役員退職慰労引当金・・・役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

４.重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ビジネストラベルマネジメント事業における主な履行義務は旅行の手配であり、一連の手配業務に係る履行義務が充足した時又は充足するにつれて、すなわち発券した時点やサービス提供時点等で収益を認識しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理・・・ 税抜方式によっております。

（２）その他　・・・・・・・・・・中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。